

第22回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和3年2月17日

閉会中

場所 議会運営委員会室

## 第 22 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和3年2月17日(水曜日)

午前10時0分開議

午前10時35分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 会派の変動に伴う諸手続について
- 2 知事提出議案(第1号～第100号)について
- 3 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)及び熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)について
- 4 開会日(2月18日)の議事次第及び質問予定者について
- 5 常任委員の選任について
- 6 議会運営委員の選任について
- 7 特別委員会について
- 8 有明海自動車航送船組合議会議員について
- 9 熊本県議会史第10巻の編さんについて
- 10 その他
  - (1)定例会における傍聴者数について
  - (2)その他

出席委員(12人)

委員長 田代国広  
副委員長 高野洋介  
委員 前川 收  
委員 藤川 隆夫  
委員 城下 広作  
委員 松田 三郎  
委員 鎌田 聡  
委員 吉永 和世  
委員 井手 順雄  
委員 小早川 宗弘  
委員 溝口 幸治  
委員 坂田 孝志

欠席委員(なし)

議長 池田 和貴

委員外議員(1人)

副議長 浏上 陽一

執行部出席者

総務部長 山本 倫彦  
総務部総括審議員  
兼政策審議監 平井 宏英  
財政課長 梅川 日出樹  
審議員兼財政課課長補佐 川上 竜也  
財政課課長補佐 岩野 洋士

事務局職員出席者

議会事務局長 吉永 明彦  
議会事務局次長  
兼総務課長 横尾 徹也  
議事課長 村田 竜二  
政務調査課長 東 敬二  
審議員兼総務課課長補佐 森田 学  
審議員兼議事課課長補佐 富田 博英  
審議員  
兼政務調査課課長補佐 松永 隆則  
総務課課長補佐 岸本 誠司  
議事課課長補佐 篠田 仁  
議事課主幹 岡部 康夫

午前10時0分開議

○田代国広委員長 ただいまから第22回議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議題1、会派の変動に伴う諸手続についてです。

まず、(1)会派所属議員の変更についてですが、資料1のとおり、令和2年12月16日付で、自由民主党熊本県議会議員団から早田議員の辞職に伴う会派所属議員異動届が提出されました。

この結果、新たな会派等構成は、自由民主党熊本県議会議員団36人、立憲民主連合5人、公明党県議団3人、日本共産党1人、無

所属3人となります。

次に、(2)委員会等の会派割り振りについてです。

まず、資料2を御覧ください。

議会運営委員会の会派割り振りについて、自由民主党熊本県議会議員団の会派所属議員の異動に伴い案分し直した結果、現行の割り振りと変更ありません。

次に、資料3及び資料4を御覧ください。

有明海自動車航送船組合議会議員及び熊本県都市計画審議会委員会派別割り振りについても、先ほどと同様に案分し直した結果、現行の割り振りと変更ありません。

なお、熊本県都市計画審議会委員会派別割り振りにつきましては、令和元年5月10日の第3回議会運営委員会での申合せのとおり、自由民主党4人、立憲民主連合1人、公明党1人となっております。

また、常任及び特別委員会の委員構成についても、年度途中でございますので、現行のままにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、(3)一般質問の割当てについてお諮りいたします。

資料5を御覧ください。

変更箇所を太字で示しております。

一般質問の割当てについては、資料5のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、(4)議席の一部変更についてお諮りいたします。

資料6を御覧ください。

会派の変動に伴う新しい議席については、理事会申合せの議席の決め方等に基づき、資料6のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、明日の本会議で諮ることといたします。

なお、明日は、初めから変更案の議席に座っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題2、知事提出議案について、山本総務部長から説明をお願いします。

○山本総務部長 それでは、資料7、お手元を御覧いただければと思います。

目録に沿いまして、今定例会に提出いたします議案等について概要を御説明いたします。

まず、先議案件でございます。

1 ページ、1号から23号まで、それから、2ページの97号、100号ですけれども、令和2年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算についてでございます。

1 ページお戻りいただきまして、24号から条例等議案になります。

24、25号が、コロナ関連の基金設置条例の関係でございます。

2 ページお願いいたします。

工事関係でございます。

27から32号まで、防災センターの防災情報通信設備に係る工事請負契約をはじめ、契約締結変更に係るものでございます。

その他議案、33から43号まで、飛びまして98号、この12件が専決処分報告、承認についてでございます。

次に、報告事項でございますけれども、1号、2号は職員による交通事故、3号が権利の放棄、4号が一般社団法人の経営状況の報告についてでございます。

3 ページ、おめくりいただきまして、後議案件でございます。

44から64号までが、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の当初予算についてでございます。65号から条例等議案になりま

す。

主なものを御説明いたしますと、65号が感染症防疫作業手当の特例に対象作業の追加を行うもの、67号が文書の押印見直しに伴う関係規定の整備を行うものでございます。

4ページ、御覧いただきまして、74号、県立劇場の使用料につきまして、新しい生活様式に対応して、部分使用に係る使用料を定めるものになります。

81号は、これまで努力義務としておりました自転車損害賠償保険加入を義務化するための関係規定の整備を行うものでございます。

91号は、くまモンのアニメーション映画制作に利用することを目的に、著作権、商標権の貸付けを行うものであります。

92号は、八代外港工業用地の売却処分についてでございます。

93号、新しいくまもと創造に向けた基本方針の策定を行うものになります。

94号からがその他議案になります。

99号、追加条例の関係でございまして、警察職員に係る新型コロナウイルス感染症について、定義の変更を行うものでございます。

以上、議決案件100件、報告事項4件を提出いたします。

なお、今会期中には人事案件も追加提案させていただき予定でございまして、併せてよろしくお願いたします。

以上です。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会委員会条例の一

部を改正する条例(案)及び熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)についてお諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)及び熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)について御説明いたします。

資料8を御覧ください。

まず、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

1ページは条例(案)でございますので、2ページの条例案の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、県議会における押印を求める手続の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要があるというものでございます。

次に、3、内容でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月13日に施行されたことに伴い、所要の規定の整理を行うとともに、県議会における押印を求める手続の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

また、施行日につきましては、公布の日としておりますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月13日に既に施行されておりますので、先議の委員会開催日である2月24日までに公布するよう手続を進めていきたいと考えております。

なお、3ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)についてでございます。

4ページは規則(案)でございますので、5ページの規則案の概要で御説明いたします。

まず、1、規則の名称は、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

次に、制定改廃の趣旨といたしましては、女性をはじめとする多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるような環境を整備する等のため、関係規定を整備する必要があるというものでございます。

次に、3、内容でございますが、政府等からの要請に伴い、県議会の欠席事由として、育児及び介護を追加するとともに、出産に係る産前産後の期間も欠席できることとするため、所要の規定の整備を行うとともに、県議会における押印を求める手続の見直し等の所要の規定の整備を行うものでございます。

また、施行日につきましては、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例に合わせて、公布の日としております。

なお、6ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

○松田三郎委員 すみません、ちょっと確認ですけれども、今の資料の6ページ、新旧対照表の旧の2条1項の押印を含めて削るとなると、欠席の届出、これは、署名も何も要求しなくて出席が確認できるのかというのが1点と、下の85条に、新のほうは記載しなければならないというふうに統一してありますが、これは、請願者には自署を含めて署名も要求しないことになるという理解でいいんですか。

○村田議事課長 議事課でございます。

今松田委員から御質問のありました第2条

の第1項を削る規定の改正について御説明いたします。

今議員の皆様方、議会棟に来ていただきまして、出席簿にサインをいただいておりますが、あれは、もともと会議規則の第1条に規定してある部分でございます、実際に第2条第1項「会議に出席したとき」というのは、今現在としてはしておりませんので……

○松田三郎委員 関係はないわけですね。

○村田議事課長 はい。これは、標準会議規則にももともとない規定でございましたので、押印を見直すに当たりまして、この規定をどうしようかということで、実際、議会棟に来ていただきましたときにサインをいただいておりますので、そちらで代えさせていただくとか、そちらに統一させていただくということでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○村田議事課長 そして、85条の第1項の改正でございますけれども、押印の見直しに伴いましていろいろ検討いたしました。

この請願につきましては、一般法といたしまして請願法というのがございます。議会に対する請願は、地方自治法が特別法ということになっております。一般法の請願法につきましては、もともと、今回の改正と同様、記載しなければならないという規定になっておりまして、署名ですとか押印はそもそも求められておりませんでした。

今回、押印を廃止するに当たりまして、署名を残すのか、押印を外して記名だけにするのかというのを考えましたけれども、例えば、複数の方が請願者になられる場合に、1個1個署名をするというのはなかなか不便をかけるということもございますので、もうここは一般法の請願法に合わせさせていただきます。

して——署名される場合は署名でも構いませんし、印刷、記名でも構わないという形で、住所と氏名が書いてあればいいという形にさせていたいただきたいということでの改正でございます。

よろしく願いいたします。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 妊娠した場合の欠席の話が第2条の第2項にあるかと思うんですけども、これは、最後のほうに、届出に関して「欠席する期間の初日及び末日並びに出産の予定日又は出産の日を明らかにしてしなければならない。」とありますけれども、出産がいつ行われたなんて、これは分からない話であって……

○前川収委員 予定日は分かる。

○藤川隆夫委員 予定日は分かるけれども、逆に言うと、「会議を欠席することができるもの」で切ったほうがようはなかかな。後ろまで書く必要はあるのかなと思って。

○村田議事課長 この規定は、一応妊娠中の議員が届出を出される場合は、予定日前、6週間前の日から出産後8週間の日までというちょっと長い期間でございまして、もう一つ、次のほうに、出産後の議員の場合、出産の日の翌日から8週間を経過するまでということで、2人の立場が2つ書いてございます。

先ほど委員の発言がございました出産の予定日は、医療機関のほうでいつ出産予定日ということで分かるでしょうということで、その期間を判断する上で、出産の予定日が分かりませんと期間の判断はできませんものです

から、一応それをお知らせしていただきたいということで書いております。

もともと、議長会から標準会議規則が改正になって来ておりまして、そちらで「期間を明らかにして」と書いてございましたので、そこは残させていただいたということでございます。

○藤川隆夫委員 その「明らかにして」というのが、結構もっとファジーにしているんじゃないかなというふうには私は思ったもので、ちょっと聞いただけです。分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、資料8のとおり、熊本県議会委員会条例及び熊本県議会会議規則の一部改正を議会運営委員会として提案することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)及び熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名をもって議長宛てに提出することとし、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行が2月13日であり、熊本県議会委員会条例の一部改正を速やかに行う必要があるため、他の事項も併せて、資料9のとおり、明日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお

願います。

○吉永議会事務局長 それでは、まず、開会日の議事次第につきまして、次第の議題4に記載の内容により御説明いたします。

開会宣告、開議の後、去る11月定例会で任命同意となりました西山教育委員会委員及び佐藤収用委員会委員並びに選挙管理委員選挙により当選されました松永選挙管理委員、坂口選挙管理委員、池田選挙管理委員及び小嶋選挙管理委員の就任挨拶がございます。

次に、議席の一部変更の件が諮られます。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、高野議員、高木議員、城下議員の予定でございます。

次に、2月18日から3月19日までの30日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第100号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

なお、議案第65号、第66号及び第99号につきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございます。

次に、議案等に対する質疑、これは、知事提出議案第1号から第43号まで、第97号、第98号及び第100号の先議案件等に対する質疑でございます。

なお、質疑があります場合は、本日正午までに通告書を議会事務局まで提出していただきますようお願いいたします。

次に、議案第1号から第43号まで、第97号、第98号及び第100号の先議案件の委員会付託の件が諮られます。

次に、先ほど御承認いただきました委員会提出議案第1号及び第2号の上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論があります場合は、本日正午までに通告書を議会事務局まで提出して

いただきますようお願いいたします。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が開会日2月18日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明いたします。

資料10を御覧ください。

まず、3月4日は、代表質問でございまして、自由民主党小早川議員、立憲民主連合磯田議員の順でございまして。

5日は、午前が代表質問で、公明党城下議員、午後は一般質問で、自由民主党山口議員でございまして。

8日から11日までは、一般質問でございまして。

8日は、立憲民主連合・田議員、無所属城戸議員、自由民主党河津議員、9日は、自由民主党岩下議員、自由民主党中村議員、自由民主党大平議員、10日は、自由民主党西山議員、自由民主党西村議員、自由民主党楠本議員、11日は、自由民主党池永議員、自由民主党坂梨議員、自由民主党増永議員という順でございまして。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、常任委員の選任についてお諮りいたします。

常任委員については、委員会条例第3条第1項の規定により、2月定例会閉会日の前日までの任期となりますので、閉会日に選任す

る必要があります。

それでは、常任委員の選任について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、常任委員の選任について御説明いたします。

資料11を御覧ください。

常任委員につきましては、従来から、割振表(案)を参考に希望を出していただき、議長が会議に諮って指名されております。

つきましては、各会派等におかれましては、割振表(案)を参考にいただき、後ほど配付いたします所属希望調を、代表質問初日である3月4日木曜日までに事務局へ提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、常任委員の選任については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各会派等におかれましては、常任委員会所属希望調を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題6、議会運営委員の選任についてお諮りいたします。

議会運営委員についても、同様に、2月定例会閉会日の前日までの任期となりますので、閉会日に選任する必要があります。

それでは、議会運営委員の選任について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、議会運営委員の選任につきまして御説明いたします。

資料12を御覧ください。

割り振りにつきましては、下段の(注)に記載してございますように、交渉団体の所属議員数に比例案分して算出しております。

これによりますと、自由民主党10人、立憲民主連合1人、公明党1人になります。

つきましては、各交渉団体におかれましては、後ほど配付いたします議会運営委員選出届を、代表質問初日である3月4日木曜日までに事務局へ提出していただきたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、議会運営委員の選任については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各交渉団体におかれましては、議会運営委員選出届を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題7、特別委員会についてでございます。

現在、決算特別委員会を除き、高速交通ネットワーク整備推進、有明海・八代海再生、地域対策の3つの特別委員会が設置されています。

これらについて、今後どうするか、自由民主党から発言の申出がっております。

それでは、吉永委員から説明をお願いします。

○吉永和世委員 令和3年度における特別委員会について、自由民主党の提案内容について説明をさせていただきたいと思っております。

ペーパーをお配りいただけますか。

(事務局から資料を配付)

○吉永和世委員 それでは、今お配りしました資料を御覧いただきたいと思ひます。

今お配りしました表の右側でございますが、現在3つの特別委員会を設置しておりますが、表の左側にあるとおり、来年度から委員会名と付託調査事件の一部を下線のとおり変更したいと考えております。

1つ目の高速交通の変更はございませんが、2つ目の有明海・八代海再生特別委員会については、委員会の名称を有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会とし、付託調査事件についても、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組を新たに加えたいと考えております。

これは、国において、昨年10月に脱炭素社会の実現を目指す宣言が打ち出されたところでございます。また、本県では、国に先駆けて、蒲島知事が一昨年の11月定例会において、持続可能な社会の実現のため、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言されたところでございます。

議会におきましても、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの推進に向けた議論を深めていければというところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3つ目の地域対策特別委員会についてでございますが、付託調査事件を、地方創生に資する産業人材確保から、新たな地方創生への取組に変更したいと思ひます。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国では、デジタルトランスフォーメーションの推進など、都市から地方への人や仕事の流れを創出する新たな地方創生の施策が進められております。そのため、議会としましても、新たな地方創生に係る具体的な施策等について議論を深めていければと思ひます。

以上、本県を取り巻く状況の変化を受け、見直しを行いたいと思ひますので、委員の皆様にはぜひ御承認をいただければというふう

に思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質疑や御意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、各委員の御意見も、自由民主党から提案のあった内容のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、特別委員の所属変更についてお諮りいたします。

資料を準備しておりますので、ただいまから配付させます。しばらくお待ちください。

(事務局から資料を配付)

○田代国広委員長 それでは、特別委員の所属変更について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、特別委員の所属変更について御説明いたします。

ただいまお配りしました資料を御覧ください。

特別委員会につきましては、任期の定めはありませんが、委員の申出があるときは所属を変更することができることとなっておりますことから、従来から、常任委員会と同様、割振表(案)を参考に希望を出していただき、議長が会議に諮って指名されております。

また、議長を除く全ての議員が、いずれかの委員会の委員に就任する例でございますので、資料の割振表(案)を参考にして委員を割り振ることになります。

つきましては、各会派等におかれましては、割振表(案)を参考にいただき、後ほど配付いたします所属希望調を、代表質問初日である3月4日木曜日までに事務局へ提出

していただきたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、特別委員の所属変更については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、各会派等におかれましては、特別委員会所属希望調を期日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題8、有明海自動車航送船組合議会議員についてお諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、有明海自動車航送船組合議会議員について御説明いたします。

資料13を御覧ください。

有明海自動車航送船組合議会議員につきましては、現在の議員任期が本年5月9日までであり、同組合管理者から任期満了後の組合議会議員の選出の依頼がっております。

議員の選出につきましては、同組合規約により、県議会議員のうちから選挙することとされており、その方法につきましては、これまで地方自治法の規定により議長の指名推選により行っているところでございます。

割り振りにつきましては、中ほどの(注)に記載してございますように、交渉団体の所属議員数に比例案分して算出するとしており、今回、自由民主党3人、公明党1人としております。

これは、平成31年4月17日の第1回世話人会において、当時のくまもと民主連合及び公

明党とも案分が0.5未満となっておりますが、端数の多いくまもと民主連合を1としてカウントしていたため、公明党の申出に基づき、次回改選時は両会派で協議していただくこととされておりました。

そこで、改めて両会派に確認させていただきましたところ、今回は公明党から選出していただきたいとの御提案をいただいたものでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、有明海自動車航送船組合議会議員の会派割り振りについては、ただいまの説明のとおり、自由民主党3人、公明党1人としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、有明海自動車航送船組合議会議員の会派割り振りについては、自由民主党3人、公明党1人とさせていただきます。

なお、自由民主党及び公明党におかれましては、後ほど配付いたします推薦名簿を、代表質問初日である3月4日木曜日までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

次に、議題9、熊本県議会史第10巻の編さんについてお諮りいたします。

まず、熊本県議会史第10巻の編さんについて、東政務調査課長から説明をお願いします。

○東政務調査課長 それでは、熊本県議会史第10巻の編さんについて御説明いたします。

熊本県議会史につきましては、昭和33年から編さんが進められ、平成6年に発刊された第7巻までに、明治12年の新制度発足から昭和50年までが収録されております。

その後、財政健全化等のため県議会史の編さんは一時中断されましたが、県議会改革・活性化検討会の答申を受け、平成25年に編さんを再開、以後、8巻、9巻と編さんが進められてまいりました。第9巻は間もなく発刊の予定であり、2月定例会会期中に皆様方にお届けできるものと考えております。

今回お諮りする第10巻は、平成11年4月から平成23年4月までの3期12年間を対象とし、御承認いただければ、令和3年度から4年をかけて編さんすることとなります。

つきましては、第9巻に引き続き第10巻の編さんを進めるかどうか、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質疑や御意見はありませんか。

○城下広作委員 できれば、編さん委員会、従来どおりの動きでやっていただければ大変ありがたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○前川収委員 ぜひ設置してください。

○田代国広委員長 引き続き、県議会史第10巻を編さんすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続き、熊本県議会史編さん委員会の設置について、東政務調査課長から説明をお願いします。

○東政務調査課長 それでは、資料14を御覧ください。

熊本県議会史編さん委員会の設置について御説明をさせていただきます。

1の設置目的でございますように、県議会史第10巻の編さんを行うに当たり、編さんに係る重要事項について御審議いただくため、編さん委員会を設置していただく必要がございます。

2の設置期間につきましては、第10巻の編さん終了までとなります。

次に、3の審議事項でございますが、編さん方針、年次計画、監修者及び執筆者の選任等を御審議いただく予定でございます。

4は、委員構成についてでございます。

第9巻編さん委員会の委員構成につきましては、資料下段の割振表の一番右、第9巻委員数の列にありますとおり、自由民主党から4人、立憲民主連合から1人、公明党から1人となっておりますが、第10巻編さん委員会について、各交渉団体の所属議員数で案分いたしますと、右から2番目、割り振り数の列のとおり、自由民主党5人、立憲民主連合1人という構成になります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 委員構成については、割振表のとおりであれば、自由民主党5人、立憲民主連合1人となりますが、いかがいたしましょうか。

○城下広作委員 ちょっと先に言ってしまいましたけれども、編さん委員はちゃんとやっていただきたいということと、メンバーは従来どおりでどうでしょうかという提案でございます。

○田代国広委員長 ただいま公明党から従来どおりでお願いしたいという意見がありましたが、自由民主党はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、従来どおり、自由民主党4人、立憲民主連合1人、公明党

1人とさせていただきます。

なお、各会派におかれては、委員を推薦していただき、3月12日金曜日までに事務局へ名簿の提出をお願いいたします。

次に、議題10、その他に入ります。

まず、(1)定例会における傍聴者数について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 まず、資料15を御覧ください。

定例会の傍聴者数につきましては、昨年、第17回議会運営委員会におきまして、表のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る県リスクレベル5の場合、その都度議会運営委員会に諮る旨申し合わせたところであり、矢印でお示ししていますとおり、それに基づき、昨年の11月定例会につきましては、その時点と直近1週間の感染者数を勘案し、傍聴者数30名とされたところでございます。

そのような中、御案内のとおり、明日から本県独自の緊急事態宣言が解除されるとともに、直近1週間の新規感染者数も減少傾向にあります。県のリスクレベルは5のままです。

直近1週間の新規感染者数は現在30名であることから、このことだけから判断すれば、さきの委員会開催時点の感染者数と比較すると、資料15によれば、傍聴者数もレベル3相当の102名以上まで拡大することも考えられます。

しかしながら、いまだ収束の見通しが予断を許さない状況にあることと、県として、引き続き感染対策の徹底を呼びかけていること、その一方で、県民の知る権利や開かれた県議会の視点とを総合的に判断し、前回30名でございましたけれども、当面レベル4相当の傍聴者数70名で対応することが適当ではないかと考えております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたし

ます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

○鎌田聡委員 ということは、70名ということ。

○田代国広委員長 70名ということになってますけれども、いいですか。

(「この下の30名はどやん意味ですか」と呼ぶ者あり)。

○田代国広委員長 70名だろうたい。

○吉永議会事務局長 70名です。

○田代国広委員長 傍聴者数について、70名でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、(2)その他で委員の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、先議議決日の2月26日金曜日に開催いたします。時間は、午前9時15分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、第22回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長

